参考資料

1. 計画の策定経過

時期		実施概要	
令和 2 (2020)年	12月24日	令和 2 年度 第 1 回男女共同参画推進審議会	・会長および副会長の選任について ・熊取町第2次男女共同参画プラン施策実施状 況について ・熊取町第3次男女共同参画プランの策定につ いて
10月7日		令和3年度 第1回男女共同参画推進審議会	・熊取町第2次男女共同参画プラン施策実施状況について ・熊取町第3次男女共同参画プラン策定等にかかる住民アンケート調査について
, , ,	11月12日~30日	男女共同参画並びに人権に関する 住民アンケート調査	・調査対象: 18 歳以上の住民 1,000 人 ・回収数 : 426 件(回収率 42.6%)
	3月25日	令和3年度 第2回男女共同参画推進審議会	・会長および副会長の選任について ・熊取町第3次男女共同参画プラン策定等にか かる住民アンケート結果について ・熊取町第3次男女共同参画プランについて
令和 4 (2022)年	3月29日	令和3年度 第1回男女共同参画推進会議	・熊取町第3次男女共同参画プランの策定について ・熊取町第3次男女共同参画プラン策定等にかかる住民アンケート結果及び第2次男女共同参画プランにおける数値目標にかかる達成状況等について ・第3次男女共同参画プラン構成(案)について ・第3次男女共同参画プラン基本理念等の素案について ・第3次男女共同参画プラン体系(案)について ・第3次男女共同参画プラン体系(案)について
	8月3日	令和4年度 第1回男女共同参画推進審議会	・熊取町第2次男女共同参画プラン(令和3年度)実績について ・熊取町第3次男女共同参画プラン(素案)に ついて
	9月9日	令和4年度 第1回男女共同参画推進会議 (書面開催)	・熊取町第3次男女共同参画プラン(案)について
	10月21日 ペプリックコメントの実施 11月10日		

時期		実施	概要
令和 4 (2022)年	12月23日	令和4年度 第2回男女共同参画推進審議会	・熊取町第3次男女共同参画プラン(案)に対するご意見と町の考え方(案)について ・熊取町第3次男女共同参画プラン(概要版) 素案について
令和 5 (2023) 年	2月16日	議員全員協議会	・熊取町第3次男女共同参画プランの策定について

2. 男女共同参画推進審議会規則

男女共同参画推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、男女共同参画推進条例(平成25年条例第3号。)第16条第3項の規定に基き、 男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。) の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものと する。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について 調査審議する。
 - (1) 男女共同参画推進計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他男女共同参画に関し、町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから 町長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験者
- (2) 住民
- (3) 事業者
- (4)教育関係者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が 欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ 委員の互選により定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき 又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長と なる。
- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可 否同数のときは、会長の決するところによる。 (意見の聴取等)
- 第7条 会長が必要と認めるときは、関係者の出席 を求め、その説明又は意見を聴くことができる。 (庶務)
- 第8条 審議会の庶務は、男女共同参画主管課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

3. 男女共同参画推進審議会委員名簿

男女共同参画推進審議会委員名簿

(敬称略•五十音順)

氏 名	所 属 等
粟飯原 和 宣	熊取町人権協会会長
◎辰 巳 佳寿恵	大阪体育大学社会貢献センター教授
〇田 村 信 介	泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会加入事業所 (住友電エファインポリマー(株)) ※~令和4 (2022) 年7月15日
中塚恒子	元特定非営利法人児童虐待防止協会副理事長
西本美加保	岸和田人権擁護委員協議会熊取町地区委員会
〇長谷川 智 亮	泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会加入事業所 (住友電エファインポリマー(株)) ※令和4 (2022) 年7月16日~

◎:会長、○:副会長 任期:令和4(2022)年3月25日~令和6(2024)年3月24日

4. 男女共同参画推進条例

男女共同参画推進条例

わが国では、日本国憲法において個人の尊厳と法の下の平等がうたわれている。そして、男女平等の実現にむけた国内におけるさまざまな取組が国際社会における取組と連動しながら進められ、平成 11 年に男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画社会の形成が総合的かつ計画的に推進されることとなった。

熊取町においても平成 15 年から「熊取町男女共同参画プラン」により、「すべての分野において協力しあいながら責任を分かち合うことができ、男女がそれぞれの一員としての役割を果たすことのできる環境が整った社会」の構築をめざして、計画的にさまざまな施策に取り組んできた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識 やそれに伴う社会の制度や慣行は依然として残って おり、また、近年においては配偶者やパートナーから の暴力が社会問題として認識されるようになった。 男女平等の社会の実現にはなお一層の取組が必要で ある。

このような状況を改善するために、伝統や文化に配慮しながら、「男女が個性と能力に応じてさまざまな生き方を自由に選択でき、協力しあいながら責任を分かち合うことができる、人権尊重のまち」を男女共同参画社会における町のめざす姿として、職場、学校、地域、家庭などの社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進が重要である。

ここに熊取町は、町、町民、事業者及び教育関係者 が協働して、男女共同参画社会の実現をめざして取 り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する 基本理念を定め、町、町民、事業者及び教育関係者 の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の 推進に関する施策の基本的な事項を定め、もって 男女共同参画の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 町民 町内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 町内で事業活動を行う法人その他団 体及び個人をいう。
- (4)教育関係者 学校教育をはじめ、社会のあらゆ る分野において教育に携わる者をいう。
- (5) 積極的格差改善措置 社会のあらゆる分野に おける活動に参画する機会の男女間の格差を改 善するため必要な範囲内において、男女いずれ か一方に対し、活動に参画する機会を積極的に 提供することをいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の生活環境を害することをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある男女を含む。) その他密接な関係にある男女の間で行われる暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- (8)性同一性障害 生物学的な性と性の自己意識が 一致しないことにより、精神的な葛藤を抱え、家 庭生活及び社会生活における活動に困難が生じ ている状態をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を 基本理念として行われなければならない。
- (1) 男女が個人として尊厳を重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、 男女が個人として能力を発揮する機会が確保さ

れること、さらに、その他男女の人権が尊重されること。

- (2)性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、対等な構成員として、町における政策 又は民間の団体における方針の立案及び決定に 共同して参画する機会が確保されること。
- (4)家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ当該活動以外の活動を行うことができるようにされること。
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会に おける取組と密接な関係を有していることにか んがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調 の下に行われること。

(町の責務)

- 第4条 町は、前条に定める基本理念に基づき、男女 共同参画の推進に関する施策 (積極的格差改善措 置を含む。以下「推進施策」という。)を総合的か つ計画的に策定し、及び実施する。
- 2 町は、男女共同参画の推進施策の実施に当たっては、町民、事業者及び教育関係者(以下「町民等」という。)と協力して取り組まなければならない。 (町民の責務)
- 第5条 町民は、男女共同参画について理解を深め、 社会のあらゆる分野において積極的に男女共同参 画の推進に努めるものとする。
- 2 町民は、町が実施する推進施策に協力するよう 努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、男女共同参画について理解を深め、その事業活動を行うに当たり、積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 2 事業者は、職場その他の活動の場における男女 の対等な参画の確保に努めるとともに、仕事と家 庭その他の活動とを両立して行うことができる職 場環境を整備するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、町が実施する推進施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念に基づき、教育を行うに当たり、男女共同参画の推進に配慮するとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

- 第8条 すべての人は、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス
- 2 すべての人は、性同一性障害を有すること又は 先天的に身体上の性別が不明瞭であることにより 人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力的行為を助長する表現を行わないよう配慮しなければならない。

(推進計画の策定等)

- 第 10 条 町長は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画推進計画(以下「推進計画」という。)を策定する。
- 2 町長は、推進計画の策定に当たっては、第 16 条 に規定する男女共同参画推進審議会の意見を聴く とともに、町民等から意見を聴取するものとする。
- 3 町長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 推進計画を変更する場合においては、前2項の 規定を準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第 11 条 町は、男女共同参画の推進に影響を及ぼす と認められる施策の策定及び実施に当たっては、 男女共同参画の推進に配慮しなければならない。 (広報活動)
- 第 12 条 町は、町民等の男女共同参画に関する理解 を深めるため、広報活動等を行う。

(積極的格差改善措置)

第13条 町は、社会のあらゆる分野の活動において、 男女間に参画する機会の格差が生じている場合に は、町民等と協力して積極的格差改善措置を講じ るものとする。

(推進体制の整備)

第14条 町は、推進施策を総合的かつ計画的に推進

するため、必要な体制を整備する。

(調査研究)

第 15 条 町は、推進施策の策定及び実施に関し必要な事項について調査研究を行うものとする。

(男女共同参画推進審議会)

- 第 16 条 推進計画の策定及び推進、その他男女共同 参画に関し必要な事項について調査審議するため、 男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。) を設置する。
- 2 審議会は、委員8人以内で組織する。
- 3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規 則で定める。

(町が実施する施策に対する申出)

第17条 町民等は、推進施策その他の町が実施する 施策のうち、男女共同参画の推進に影響を及ぼす と認められるものについて苦情又は意見(以下「苦 情等」という。)があるときは、その旨を町長に申 し出ることができる。 2 町長は、前項の規定による苦情等の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するものとする。この場合において、町長は、当該申出を処理するため必要があると認めるときは、審議会の意見を聴き、又は関係機関に対し協力を要請するものとする。

(相談への対応)

第 18 条 町長は、性別による差別的取扱いその他男 女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害 に関して相談を受けたときは、関係機関との連携 を図りながら、迅速かつ適切に対応するものとす る。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、町 長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

5. 男女共同参画推進会議要綱

男女共同参画推進会議要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策の総合的かつ効果的な推進を図るため、男女共 同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を 設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 男女共同参画プラン及びプランに基づく施 策の推進に関すること
 - (2) 前号に定めるものの他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

- 第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長、副会長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長の職務等)

- 第4条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(推進会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、委員が事故その他やむを得ない理由により推進会議に出席できないときは、当該委員に対し、代理者の出席を求めることができる。この場合において、当該代理者は、委員とみなす。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、推進会議 に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見 を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、総務部人権・女性活躍 推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の 運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附目

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

1111 (11 O M M M)	
会 長	人権担当部長(担当理事がいる場合は担当理事)
副会長	人権・女性活躍推進課長
委員	企画経営課長、危機管理課長、財政課長、広報戦略課長、総務課長、 人事課長、産業振興課長、環境課長、健康・いきいき高齢課長、 介護保険課長、障がい福祉課長、生活福祉課長、子育て支援課長、 保育課長、保険年金課長、まちづくり計画課長、道路公園課長、 学校教育課長、生涯学習推進課長、図書館長

6. 男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等 我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく 上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分 かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十 分に発揮することができる男女共同参画社会の実現 は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の 実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共 同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っ ていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本 理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かっ て国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の 形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するた め、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、 社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある 社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共 同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに 国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにする とともに、男女共同参画社会の形成の促進に関す 改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号 同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

る施策の基本となる事項を定めることにより、男 女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進 することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る 男女間の格差を改善するため必要な範囲内にお いて、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積 極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の 対等な構成員として、国若しくは地方公共団体に おける政策又は民間の団体における方針の立案及 び決定に共同して参画する機会が確保されること を旨として、行われなければならない。 (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会 における取組と密接な関係を有していることにか んがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の 下に行われなければならない。

(国の青務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女 共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準 じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の 特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を 有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、 男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

- 第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策を実施するため必要な法制上又は財 政上の措置その他の措置を講じなければならない。 (年次報告等)
- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会 の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策についての報告を提出 しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本 的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。) を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的 に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定が あったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を 公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に 講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域に おける男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要 な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男 女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域に おける男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同 参画計画」という。)を定めるように努めなければ ならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更

したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう 適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会 の形成に影響を及ぼすと認められる施策について の苦情の処理のために必要な措置及び性別による 差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を 阻害する要因によって人権が侵害された場合にお ける被害者の救済を図るために必要な措置を講じ なければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女 共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研 究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策の策定に必要な調査研究を推進するように 努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団 体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う 活動を支援するため、情報の提供その他の必要な 措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会 議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - ー 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三

項に規定する事項を処理すること。

- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は 関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の 形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政 策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内を もって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内 閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を 有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する 者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方 の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分 の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するため に必要があると認めるときは、関係行政機関の長 に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料 の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求め ることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要 があると認めるときは、前項に規定する者以外の

者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律 第七号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条 第一項の規定により任命された男女共同参画審議 会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二 十三条第一項の規定により、審議会の委員として 任命されたものとみなす。この場合において、その 任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会 設置法第四条第二項の規定により任命された男女 共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と 同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条 第一項の規定により定められた男女共同参画審議 会の会長である者又は同条第三項の規定により指 名された委員である者は、それぞれ、この法律の施 行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会 の会長として定められ、又は同条第三項の規定に

より審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

- 附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄 (施行期日)
- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 号に定める日から施行する。
 - 一 略
 - 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定立 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

- 第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
- ーから十まで 略
- 十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

- 第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。
- 附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、 平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各 号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行 する。

(以下略)

7. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号) 最終改正:令和四年法律第六十八号

目次

前文

第一章 総則 (第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第 二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条— 第五条)

第三章 被害者の保護 (第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雑則 (第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則 (第二十八条の二)

第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を も含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害 者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。ま た、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性で あり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者 が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等 の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、 自立支援等の体制を整備することにより、配偶者か らの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この 法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、 配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不 法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの 暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする

(国及び地方公共団体の責務)

- 第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力 を防止するとともに、被害者の自立を支援するこ とを含め、その適切な保護を図る責務を有する。
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)
- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次 条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市 町村基本計画の指針となるべきものを定めるもの とする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の ための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の

保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都 道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護のための施策の実施に関する基本的な計 画(以下この条において「都道府県基本計画」とい う。) を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の ための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方 針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当 該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護のための施策の実施に関する基本的な 計画(以下この条において「市町村基本計画」とい う。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は 市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞 なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府 県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必 要な助言その他の援助を行うよう努めなければな らない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人 相談所その他の適切な施設において、当該各施設 が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果 たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設に おいて、当該各施設が配偶者暴力相談支援センタ ーとしての機能を果たすようにするよう努めるも のとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの

- 暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 被害者に関する各般の問題について、相談に 応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う 機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合に あっては、被害者及びその同伴する家族。次号、 第六号、第五条、第八条の三及び第九条において 同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保 護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に 委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な 指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者 の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに 当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾

病にかかったと認められる者を発見したときは、 その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官 に通報することができる。この場合において、その 者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪 の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、 前二項の規定により通報することを妨げるものと 解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに 当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾 病にかかったと認められる者を発見したときは、 その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の 利用について、その有する情報を提供するよう努 めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に 関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応 じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶 者暴力相談支援センターが行う業務の内容につい て説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受 けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号) その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長 (道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面 については、方面本部長。第十五条第三項において 同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害をりら ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、 その申出を相当と認めるときは、当該配偶者から の暴力を受けている者に対し、国家公安委員見 則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行う ものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十

五号) に定める福祉に関する事務所 (次条において「福祉事務所」という。) は、生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和三十九年法律第百二十九号) その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者 (配偶者からの身体に対する暴力又 は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に 対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以 下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下 この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対 する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者 からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身 体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、 又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当 該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対 する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。) により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受け た者である場合にあっては配偶者から受ける身体 に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫 を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が 取り消された場合にあっては、当該配偶者であっ た者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号 において同じ。) により、その生命又は身体に重大 な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、 被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害 が加えられることを防止するため、当該配偶者(配 偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する 脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚 烟が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、 被害者と共に生活の本拠としている住居から退 去すること及び当該住居の付近をはいかいして はならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号 の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判 所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に 危害が加えられることを防止するため、当該配偶 者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定 による命令の効力が生じた日から起算して六月を 経過する日までの間、被害者に対して次の各号に 掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ず るものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事 項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から 午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ 装置を用いて送信し、又は電子メールを送信す ること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り 得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しく はその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥

- 心を害する文書、図画その他の物を送付し、若し くはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者が その成年に達しない子(以下この項及び次項並び に第十二条第一項第三号において単に「子」とい う。)と同居しているときであって、配偶者が幼年 の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っている ことその他の事情があることから被害者がその同 居している子に関して配偶者と面会することを余 儀なくされることを防止するため必要があると認 めるときは、第一項第一号の規定による命令を発 する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立て により、その生命又は身体に危害が加えられるこ とを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力 が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が 生じた日から起算して六月を経過する日までの間、 当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠とし ている住居を除く。以下この項において同じ。)、就 学する学校その他の場所において当該子の身辺に つきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その 他その通常所在する場所の付近をはいかいしては ならないことを命ずるものとする。ただし、当該子 が十五歳以上であるときは、その同意がある場合 に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が 被害者の親族その他被害者と社会生活において密 接な関係を有する者(被害者と同居している子及 び配偶者と同居している者を除く。以下この項及 び次項並びに第十二条第一項第四号において「親 族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又 は乱暴な言動を行っていることその他の事情があ ることから被害者がその親族等に関して配偶者と 面会することを余儀なくされることを防止するた め必要があると認めるときは、第一項第一号の規 定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、 被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害 が加えられることを防止するため、当該配偶者に 対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定によ る命令の効力が生じた日から起算して六月を経過 する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と 共に生活の本拠としている住居を除く。以下この 項において同じ。) その他の場所において当該親族 等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤 務先その他その通常所在する場所の付近をはいか いしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未

満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意 (当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人 である場合にあっては、その法定代理人の同意)が ある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに 係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がない とき又は住所が知れないときは居所)の所在地を 管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の 各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもするこ とができる。
 - ー 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する 暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
 - ー 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に 対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察 職員に対し、前各号に掲げる事項について相談 し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無 及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警 察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時 及び場所

- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置 の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第 五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合 には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲 げる事項についての申立人の供述を記載した書面 で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十 八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなけ ればならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件 については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち 会うことができる審尋の期日を経なければ、これ を発することができない。ただし、その期日を経る ことにより保護命令の申立ての目的を達すること ができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに 掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該 配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の 長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護 を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置 の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。 この場合において、当該配偶者暴力相談支援セン ター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応 ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、 理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を 経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せ ば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は 相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日に おける言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶 者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又 は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申 立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イか ら二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判 所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及び者 の内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者 暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載 された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある 場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、 又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配 偶者暴力相談支援センター)の長に通知するもの とする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。 (即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定に よる命令の効力の停止を命ずる場合において、同 条第二項から第四項までの規定による命令が発せ られているときは、裁判所は、当該命令の効力の停 止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申 し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による 命令を取り消す場合において、同条第二項から第 四項までの規定による命令が発せられているとき は、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければ ならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護 命令について、第三項若しくは第四項の規定によ りその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所が これを取り消したときは、裁判所書記官は、速やか に、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者 暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合 並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合に

ついて準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十一条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同人を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算してこれらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規 定による命令を発した裁判所が前項の規定により 当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二 項の場合について準用する。
- (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)
- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令の規定による命令の規定による命令の規定による命令の申立を行ったといるの事には対するの事立を表するとさる。ただし、当該を発しないの事るとする。ただし、当該の会のを発するとする。ただし、当該の会のとは、当該の会のとする。とするとする。とするとするとする。とするとするとする。とがの会には認めるとする。とは認めるときる。とばるといいことがあるときがあるというを発する。とは、当該の会には、当該の令を発しないきる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項並びるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並び

に第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局 の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人が その職務を行うことができない場合には、法務大 臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支 局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十 八条第二項の規定により読み替えて適用する場合 を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、 捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において 「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当 たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境 等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わず その人権を尊重するとともに、その安全の確保及 び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの 暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教 育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害 者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健 康を回復させるための方法等に関する調査研究の 推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資 質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を 行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努 めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を 支弁しなければならない。
 - 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談 所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生 労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行 う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護 (市町村、社会福祉法人その他適当と認める者 に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必 要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する 婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなけ ればならない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる 費用の十分の五以内を補助することができる。
 - ー 都道府県が前条第一項の規定により支弁した 費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるも
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係

における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力 (当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八 条の二に規定する 関係にある相手か らの暴力を受けた 者をいう。以下同 じ。)
第六条第一項	配偶者又は配 偶者であった 者	同条に規定する関係にある相手又は 同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項か ら第四項まで、 第十一条第二号、第十二 条第一項第一号 から第十一号 ひび第十八条第 一項	配偶者	第二十八条の二に 規定する関係にあ る相手
第十条第一項	離婚をし、又は その婚姻が取 り消された場 合	第二十八条の二に 規定する関係を解 消した場合

第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準 用する第十条第一項から第四項までの規定による ものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、 一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項 (第十八条第二項の規定 により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二 十八条の二において読み替えて準用する第十二条

第一項(第二十八条の二において準用する第十八 条第二項の規定により読み替えて適用する場合を 含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽 の記載のある申立書により保護命令の申立てをし た者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を 経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条 (配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限 る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八 条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。 (経過措置)
- 第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

- 第三条 この法律の規定については、この法律の施 行後三年を目途として、この法律の施行状況等を 勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要 な措置が講ぜられるものとする。
- 附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号) (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を 経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条

第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

- 第三条 新法の規定については、この法律の施行後 三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検 討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が 講ぜられるものとする。
- 附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を 経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄 (施行期日)
- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
- 附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄 (施行期日)
- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一略
 - 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条 まで、第十二条及び第十五条から第十八条まで の規定 平成二十六年十月一日
- 附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄 (施行期日)
- 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に

定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

- 第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の 施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 (検討等)
- 第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行 後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定す る配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会にお ける更生のための指導及び支援の在り方について 検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講 ずるものとする。
- 附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄 (施行期日)
- 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に 定める日から施行する。
 - 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

- 第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
- 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)
- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第五百九条の規定 公布の日

8. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号) 最終改正:令和四年法律第十二号

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条·第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針 (第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八 条)

第三節 特定事業主行動計画 (第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)

第五章 雜則 (第三十条—第三十三条)

第六章 罰則 (第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職 業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性 と能力を十分に発揮して職業生活において活躍す ること(以下「女性の職業生活における活躍」と いう。)が一層重要となっていることに鑑み、男 女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八 号) の基本理念にのっとり、女性の職業生活にお ける活躍の推進について、その基本原則を定め、 並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明ら かにするとともに、基本方針及び事業主の行動計 画の策定、女性の職業生活における活躍を推進す るための支援措置等について定めることにより、 女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に 推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急 速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その 他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力 ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇

進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に 関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、 かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した 職場における慣行が女性の職業生活における活躍 に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力 が十分に発揮できるようにすることを旨として、 行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ずる事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力を問わず、相互の協力を問わず、相互の協力を問わず、相互の協力を問わず、相互の協力を問わず、相互の協力を問かる活動について家族の一員としての役割をにおける活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業と活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性 の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」 という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用 し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職 業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労 働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用 環境の整備その他の女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組を自ら実施するよう努めると ともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職 業生活における活躍の推進に関する施策に協力し なければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業 生活における活躍の推進に関する施策を総合的か つ一体的に実施するため、女性の職業生活におけ る活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方 針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定める ものとする。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における 活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する 施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するため の支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に 関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活 における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議 の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定 があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しな ければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用 する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都 道府県の区域内における女性の職業生活における 活躍の推進に関する施策についての計画(以下こ の条において「都道府県推進計画」という。)を 定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は 市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅 滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

- 第一節 事業主行動計画策定指針
- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣 は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進 に関する取組を総合的かつ効果的に実施すること ができるよう、基本方針に即して、次条第一項に 規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項 に規定する特定事業主行動計画(次項において 「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関す る指針(以下「事業主行動計画策定指針」とい う。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべき ものを定めるものとする。
 - ー 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する 取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に 関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、 事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したと きは、遅滞なく、これを公表しなければならな い。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事 項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する 取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労

働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析したとで、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の 規定による届出をした一般事業主からの申請に基 づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該 事業主について、女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況 が優良なものであることその他の厚生労働省令で 定める基準に適合するものである旨の認定を行う ことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の 各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定 を取り消すことができる。
 - 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの 申請に基づき、厚生労働省令で定めるところによ り、当該事業主について、女性の職業生活におけ る活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施 し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を 達成したこと、雇用の分野における男女の均等な 機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七 年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務 を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は 家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務 を担当する者を選任していること、当該女性の職 業生活における活躍の推進に関する取組の実施の 状況が特に優良なものであることその他の厚生労 働省令で定める基準に適合するものである旨の認 定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下 「特例認定一般事業主」という。)については、 第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定める ところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業 生活における活躍の推進に関する取組の実施の状 況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

- 第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準 用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

- 第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が 次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条 の認定を取り消すことができる。
 - 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消 すとき。
 - 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなった と認めるとき。
 - 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
 - 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの 法律に基づく命令に違反したとき。
 - 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたと き。

(委託募集の特例等)

- 第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくなとはでいまって厚生労働省令で定めるもの又は成立を直接又は間接の構成当を直接又は間接の構成当をでするものに限る。)のうち、その構成員である場合に対して女性の職業生活における活躍関するものに限るを実施するための人材確保に関する取組を実施するための人材確保に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を行っためのであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を行ったものである基準に適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適けています。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に 規定する基準に適合しなくなったと認めるとき は、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集 に従事しようとするときは、厚生労働省令で定め るところにより、募集時期、募集人員、募集地域 その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省 令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければ ならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規 定による届出があった場合について、同法第五条 の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第 二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二 項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十 八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五 十一条の規定は前項の規定による届出をして労働 者の募集に従事する者について、同法第四十条の 規定は同項の規定による届出をして労働者の募集 に従事する者に対する報酬の供与について、同法 第五十条第三項及び第四項の規定はこの項におい て準用する同条第二項に規定する職権を行う場合 について、それぞれ準用する。この場合におい て、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行 おうとする者」とあるのは「女性の職業生活にお ける活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規 定による届出をして労働者の募集に従事しようと する者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働 者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とある のは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の 二の規定の適用については、同法第三十六条第二 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をも て労働者の募集に従事させようとする者がその被 用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十 二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」 とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第 十六条第四項の規定による届出をして労働者の募 集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次 項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、 第二項の相談及び援助の実施状況について報告を 求めることができる。
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定に よる届出をして労働者の募集に従事する承認中小 事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する

調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき 当該募集の内容又は方法について指導することに より、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るも のとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

- 第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長 又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特 定事業主」という。)は、政令で定めるところに より、事業主行動計画策定指針に即して、特定事 業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業 生活における活躍の推進に関する取組に関する計 画をいう。以下この条において同じ。)を定めな ければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する 取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性の調査を指述する大ける活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善を事情について分析した上で、その結果を勘において、前項第二号の目標については、採用する報員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又 は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなけ ればならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業 主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しな ければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取 組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定 められた目標を達成するよう努めなければならな い。
- 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の 公表)
- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
 - その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活と の両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、 又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、 その事業における女性の職業生活における活躍に 関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。
- (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の 公表)
- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との 両立に資する勤務環境の整備に関する実績
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を 推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、 創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努め るものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍 を推進するため、前項の措置と相まって、職業生 活を営み、又は営もうとする女性及びその家族そ の他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介 その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を 講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者 又は当該事務に従事していた者は、正当な理由な く、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしては ならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の 推進に関する地方公共団体の施策を支援するため に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう 努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の 推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発 金融公庫その他の特別の法律によって設立された 法人であって政令で定めるものをいう。)の役務 又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意 しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主そ の他の女性の職業生活における活躍に関する状況 又は女性の職業生活における活躍の推進に関する 取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項にお いて「認定一般事業主等」という。)の受注の機 会の増大その他の必要な施策を実施するものとす る。 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般 事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策 を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組に資するよう、国内外における 女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組 に関する情報の収集、整理及び提供を行うものと する。

(協議会)

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下 この項において「関係機関等」という。)が相互 の連絡を図ることにより、女性の職業生活におけ る活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等 の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応 じた女性の職業生活における活躍の推進に関する 取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体 は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公 表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会 の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協 議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはな らない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の 組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定め る。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し 必要があると認めるときは、第八条第一項に規定 する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例 認定一般事業主である同条第七項に規定する一般 事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若 しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二 条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規 定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定 めるところにより、その一部を都道府県労働局長 に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業 安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止 の命令に違反して、労働者の募集に従事した者 は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す る。

- 第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す る。
 - 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
 - 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした 者
- 第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、 六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処す る。
 - 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
 - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法 第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
 - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法 第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
- 第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、 三十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用 する場合を含む。)の規定に違反した者
 - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法 第五十条第一項の規定による報告をせず、又は 虚偽の報告をした者
 - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法 第五十条第二項の規定による立入り若しくは検 査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に 対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした 者
 - 四 第十六条第五項において準用する職業安定法 第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏ら した者
- 第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又 は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に 処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八

条を除く。) 及び第六章(第三十条を除く。) の規 定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月 一日から施行する。

(この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限 り、その効力を失う。
- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務 に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘 密については、同条第四項の規定(同項に係る罰 則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項 に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関 して知り得た秘密については、第二十八条の規定 (同条に係る罰則を含む。) は、第一項の規定に かかわらず、同項に規定する日後も、なおその効 力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適 用については、この法律は、第一項の規定にかか わらず、同項に規定する日後も、なおその効力を 有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもの のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 は、政令で定める。

(検討)

- 第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を 加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公 布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五 十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六 条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一 条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改 正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」 に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第 七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び 第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則 第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則 第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八 年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改 正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規 定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除 く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇 用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第 六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第 四条第

八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる 規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為 に対する罰則の適用については、なお従前の例に よる。

(その他の経過措置の政令への委任)

- 第三十五条 この附則に規定するもののほか、この 法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め る。
- 附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄 (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を 超えない範囲内において政令で定める日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 号に定める日から施行する。
 - 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する 法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
 - 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を 超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

- 第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則 の適用については、なお従前の例による。
 - (政令への委任)
- 第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の 施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)
- 第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 附 則 (令和四年三月三一日法律第一二号) 抄 (施行期日)
- 第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日
 - 二略
 - 三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第 五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第 一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次 の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の 三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第 一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の 前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第 三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第

一号の改正規定、同条に一項を加える改正規 定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同 法第十八条に一項を加える改正規定を除く。) 並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十 条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当 法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青 少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五 年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条 の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定 (「、第十一条中「公共職業安定所」とあるの は「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とある のは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条 の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十 五条第一項」と」を削る部分を除く。)並びに 附則第十五条から第二十二条まで、第二十四 条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四 年十月一日

(政令への委任)

- 第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法 律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め る。
- 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)
- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 号に定める日から施行する。
- 一 第五百九条の規定 公布の日

9. 国際連合や国、大阪府、熊取町における取組

		_	〇大阪府
年次	世界	国	口熊取町
	〇「国際婦人年」と決定	〇総理府に「婦人問題企画	
1975 年	○1976 年~1985 年を「国連婦	推進本部」設置	
(昭和50年)	人の 10 年」と決定		
	〇「世界行動計画」採択		
1977 年		〇「国内行動計画」策定	〇「大阪婦人問題推進会議」
(昭和52年)			設置
1979 年	〇「女子差別撤廃条約」採択		
(昭和54年)			
1981 年		〇民法、家事審判法の一部	〇「女性の自立と参加を進
(昭和 56 年)		改正	める大阪府行動計画」策
(PD7H 30 T)			定
	〇第3回世界女性会議(国連	〇「女子差別撤廃条約」批	
1985 年	婦人の 10 年世界会議) で女	准	
(昭和60年)	性の地位向上のための「ナ	〇「男女雇用機会均等法」	
	イロビ将来戦略」採択	成立	
1987 年		○「西暦 2000 年に向けての	
(昭和62年)		新国内行動計画」策定	
1991 年		〇「育児休業等に関する法	〇「大阪府第3期行動計画」
(平成3年)		律(育児休業法)」成立	策定
		○「短時間労働者の雇用管	〇「男女協働社会の実現を
1993 年		理の改善等に関する法律	目指す表現の手引き」作
(平成5年)		(パートタイム労働法)」	成
		成立・施行	
1994 年		〇「男女共同参画推進本部」	〇ドーンセンター(大阪府
(平成6年)		設置	立女性総合センター)開
(1/20 +/			館
	〇第4回世界女性会議で「北	〇「育児・介護休業法」成	〇男女協働社会の実現を目
	京宣言及び行動綱領」採択	立	指す府民意識調査結果報
1995 年		○「IL0156 条約(家庭的責	告
(平成7年)		任を有する男女労働者の	
		機会及び待遇の均等に関	
		する条約)」批准	
1996 年		○「男女共同参画 2000 年プ	
(平成8年)		ラン」策定	
		〇「男女雇用機会均等法」	○「新 女と男のジャンプ・
1997 年		改正	プラン」策定
(平成9年)		〇「介護保険法」成立	〇「審議会等への女性委員
			の登用推進要綱」策定
1999 年		〇「男女共同参画社会基本	○男女協働社会の実現を目
(平成 11 年)		法」成立	指す府民意識調査発表

		_	○大阪府
年次	世界	国	□熊取町
2000 年 (平成 12 年)	○国連特別総会「女性 2000 年 会議」で「政治宣言と北京 宣言及び行動綱領実施のた めのさらなる行動とイニシ アティブ(成果文書)」採択	○「ストーカー行為等の規制に関する法律」と「児童虐待の防止等に関する法律」は ・ は律」成立 ○「男女共同参画基本計画」	○大阪府「女性に対する暴力」対策会議を設置
2001 年 (平成 13 年)		閣議決定 ○男女共同参画会議・男女 共同参画局の設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立 ○「男女共同参画週間」スタート ○「女性に対する暴力をなくす運動」スタート	□熊取町男女共同参画プラン策定検討委員会設置 □熊取町民による住民アンケート調査実施 ○「大阪府男女共同参画計画」策定
2002 年 (平成 14 年)			〇「大阪府男女共同参画推 進条例」制定
2003 年 (平成 15 年)		〇「少子化社会対策基本法」制定 制定 〇「次世代育成支援対策推 進法」制定	□熊取町男女共同参画プラン策定 □男女共同参画社会情報誌「"ともに"」発行 □「男女共同参画講演会」 開催
2005 年 (平成 17 年)	〇第 49 回国際連合婦人の地 位委員会開催(国連「北京 +10」世界閣僚級会合)	○「第2次男女共同参画基本計画」策定 ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ○大阪府「次世代育成支援 行動計画(こども・未来 プラン)」策定
2006 年		〇「男女雇用機会均等法」	〇「おおさか男女共同参画
(平成 18 年) 2007 年 (平成 19 年)		改正 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	プラン」改定 〇「大阪府配偶者等からの 暴力の防止及び被害者支援ネットワーク」設置
2008 年 (平成 20 年)		○男女共同参画推進本部 「女性の参画加速プログ ラム」決定	

年次	世界	国	○大阪府 □熊取町
2009 年 (平成 21 年)		○女性差別撤廃委員会の最 終見解の公表	□熊取町の人権相談に「女性限定日」を設置 ○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定
2010年 (平成 22年)	〇国連「北京+15」記念会合 開催	〇「第3次男女共同参画基本計画」策定	
2011 年 (平成 23 年)	○ジェンダー平等と女性のエ ンパワーメントのための国 際機関(UN Woman)正式発 足		〇「おおさか男女共同参画 プラン(2011~2015)」策 定
2012 年 (平成 24 年)	〇第 56 回国連婦人地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」について決議案採択		□「熊取町第2次男女共員 参画プラン策定検討委員 会」設置 □「熊取町 男女共同参画 に関する住民アンケート」実施 ○「大阪府配偶者からの保 護に関する基者計 の防止及び基本計 に関する基本に関する基(2012~2016)」策定
2013 年 (平成 25 年)	〇第 57 回国連婦人の地位委員会 「婦人の地位委員会の将来の機構及び作業方法」「パレスチナ女性の状況及びその支援」採択	○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	□「男女共同参画推進条例」 制定 □「熊取町第2次男女共同 参画プラン」策定
2014年(平成 26年)	〇第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「すべての女性が輝く社会づくり本部」の設置 ○「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ防止法)」制定	○「男女共同参画に関する 府民意識調査」実施
2015 年 (平成 27 年)	○第 59 回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合 ○第 3 回国連防災世界会議 「仙台宣言」採択 ○「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)採 択	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 ○「第4次男女共同参画基本計画」策定 ○「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 ○「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	○「OSAKA 女性活躍推進会 議」設置 ○大阪府男女共同参画審議 会から「大阪府における 新たな男女共同参画計画 の策定に関する基本的な 考え方について」答申

年次	世界	国	○大阪府
2016 年 (平成 28 年)	○G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理 系キャリア促進のための G7 イニシアティブ(WINDS)」 に合意	〇「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正	口熊取町 〇「おおさか男女共同参画 プラン(2016~2020)」策 定
2017 年 (平成 29 年)		〇いわゆるアダルトビデオ 出演強要問題・「JK ビジ ネス」問題等に関する関 係府省対策会議設置	○「大阪府配偶者等からの 暴力の防止及び被害者の 保護等に関する基本計画 (2017~2021)」が策定
2018 年 (平成 30 年)		○「政治分野における男女 共同参画の推進に関する 法律」制定	□「熊取町第2次男女共同 参画プラン〈改訂版〉」策 定
2019 年 (令和元年)	○W20 日本開催 ○「G20 大阪首脳宣言」(女 性 のエンパワーメント 等)採 択	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	
2020年(令和2年)	○「第 64 回国連女性の地位委員会(北京+25)」開催(ニューヨーク) ○パリの 0ECD 本部において「女性に対する暴力撲滅に関するハイレベル会合」開催 ○国連「第4回世界女性会議25 周年記念ハイレベル会合」をニューヨークの国連本部にて開催 ○W20 サミット開催	○DV 相談+(プラス) 開始 ○「第5次男女共同参画基 本計画」策定	○大阪府男女共同参画審議 会から「大阪府における 新たな男女共同参画計画 の策定に関する基本的な 考え方について」答申 ○「大阪府パートナーシッ プ宣誓証明制度」開始
2021 年 (令和3年)	○G20「女性活躍担当大臣会 合」開催	○「政治分野における男女 共同参画の推進に関する 法律」改正 ○「育児・介護休業法」改 正	○「おおさか男女共同参画 プラン」(2021-2025)」策 定 □「熊取町男女共同参画並 びに人権に関する住民ア ンケート調査」実施
2022 年 (令和 4 年)		〇「A V出演被害防止・救 済法」施行	○「大阪府配偶者等からの 暴力の防止及び被害者の 保護等に関する基本計 画」(2022-2026)」策定
2023 年 (令和 5 年)			口「熊取町第3次男女共同 参画プラン」策定